

あおり飲食店感染防止対策認証制度の認証を受けた方へ あおり飲食店感染防止対策認証取得促進事業費補助金

県では、飲食店における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を図るため、県の定める基準に基づき、感染防止対策を適切に実施する飲食店を認証し、認証した飲食店については、認証書および認証ステッカーを交付しています。

認証の取得を促進するため、適切な感染防止対策を講じるための設備投資に対し、補助金を交付していますので、ご活用ください。



認証店舗ステッカー

補助金額

次のいずれかを選択することができます。

- ①補助対象経費の実支出額または10万円のいずれか低い額以内の額
 - ②補助対象経費の実支出額の4分の3に相当する額または30万円のいずれか低い額以内の額
- *複数の店舗をお持ちの方は、店舗ごとに申請できます。

補助対象経費

- ▷パーティション・アクリル版
 - ▷消毒液自動噴霧器・消毒液ボトル設置台
 - ▷二酸化炭素濃度測定器
 - ▷非接触型体温計
 - ▷加湿器
 - ▷非接触型水栓
 - ▷換気機能付きエアコン
 - ▷換気設備
 - ▷その他新型コロナウイルス感染防止対策に有効なものとして知事が認めるもの
- *令和3年4月1日以降に飲食店の施設内に設置したものが対象です。
- *あおり飲食店感染防止対策認証制度の認証を受ける前に設置したのも対象です。

補助対象者

- ①従業員数が1店舗営業につき50人以下の法人もしくは個人/②資本金の額もしくは出資の総額が5,000万円以下の法人であること
- ▷上記①または②に該当する方
- ▷食品衛生法の許可を受けた飲食店(テイクアウト型、デリバリー型等を除く)を営んでいること
- ▷あおり飲食店感染防止対策認証制度の認証を受けていること
- ▷補助金の受給後も事業を継続すること

申請期限

令和4年3月10日(木)まで

*詳細については、県ホームページ (<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/insyoku-ninshou2.html>) もしくはあおり飲食店感染防止対策認証制度専用サイト (<https://aomori-ninsho.com>) をご確認ください。



県ホームページ



認証制度専用サイト

申請方法…必要書類を下記申請先に郵送してください。

問い合わせ・申請先…青森県健康福祉部保健衛生課 TEL017-734-9213 (平日9:00~17:00)

◎ 広報有料広告

まちなか喫茶
和モダンカフェ
テイクアウト(お持ち帰り)絶賛継続中!!
皆様のお役に立てれば幸いです
営業時間:11:00~22:00 定休日:8/13、12/31、1/1
■ 歓送迎会・結婚式の二次会・女子会などご予約承ります!
五所川原市大町509-3 TEL・FAX 0173-33-5251

塗替え予定のお客様必見!
屋根・外壁「よみがえり」計画を!
ぜひ、お家のメンテナンスを!塗り替えの目安は、屋根は5年~7年、外壁は10年前後です。
自慢の手塗り仕上げで特別価格にて施工!
当社はここがちがう! 診断・お見積り無料
高所作業車2台導入で、高い所、こう配のある屋根等で大活躍します。14mものびます☺
足場も自分たちで組むため安く施工できます。
五所川原塗装工業会 有限会社 **秋元塗装**
五所川原市大字野聖字野岸29の5
ご連絡先 090-2023-2226 (担当木村まで)

五所川原市を応援します!!